



令和4(2022)年  
月2回(1日、15日)発行

広報

# ざま

ZAMA  
CITY  
NEWS

いざという時こそ  
日頃の備えが大切!  
もう一度  
確認しましょう



座間市マスコットキャラクター  
「ざまりん」

発行/座間市  
編集/市長室市政戦略課  
〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1  
☎046(255)1111(代表) FAX)046(255)3550

最新情報  
はこちら



市ホームページ



市LINE  
公式アカウント

座間市データ(令和4年6月1日現在)

人口 132,064人 前月(5月)比 161人増  
世帯数 61,126世帯 前月(5月)比 172世帯増

# 台風などの 風水害に 備えよう!

特集:8面



## Contents 主な記事

- ② 健康・福祉 新型コロナウイルスワクチン4回目接種
- ⑤ お知らせ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

- ③ カルチャー ひまわりまつりを開催
- ⑥⑦ ざまインフォメーション

- ④ お知らせ 後期高齢者医療制度被保険者証の更新と自己負担割合を再判定
- ⑧ 特集 台風などの風水害に備えよう!

## 希望者へ「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。  
※PDF版・音声版を市ホームページで公開しています。

新規の  
お申し込み

市LINE公式アカウントから申請または電話で担当へ  
申込専用電話 ☎046(252)8684(市政戦略課)

届かない場合 ㈱神奈川新聞総合サービス ☎0120(111)429(無料)

健康・福祉

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

新型コロナウイルスワクチン4回目接種

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を実施します。予約方法、接種日・会場など詳しくは、接種券に同封の「座間市新型コロナウイルスワクチン追加接種（4回目接種）のお知らせ」または、市ホームページで確認してください。

対象 座間市に住民登録があり、3回目の接種日から5カ月以上経過した次のいずれかに該当する方

- ①60歳以上の方
②18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方
③18歳以上59歳以下で重症化リスクが高いと医師が認める方

接種券 ①3回目の接種日から5カ月経過した方から順次発送します。②③発行申請が必要です。市LINE公式アカウントまたは問い合わせ先から申請してください。

問合せ 新型コロナウイルスワクチン接種相談・予約専用ダイヤル 0120(115)875 (10:00~19:00 無休)

担当 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 046(252)8405 FAX046(255)3550

おなかスッキリエクササイズ

日時 7月29日(金)9:30~10:30、10:50~11:50(受付時間は申込時に案内)

場所 市民健康センター

内容 講義、おなかを引き締めるための体の動かし方の実技など

講師 健康運動指導士

対象 74歳以下の方

定員 各12人(申込順)

持物 筆記用具、飲み物

申込 7月28日(木)までに電話または直接担当へ

※運動できる服装・靴でお越しください。

担当 健康づくり課 046(252)7225 FAX046(255)3550

乳がん・子宮がん集団検診

乳がん・子宮がん集団検診の申し込みを受け付けています。令和4年度の「がん検診無料クーポン券」が届いた方は、検診当日に持参してください。

検診日 ①8月1日(月)②3日(水)③21日(日)④25日(木)⑤30日(火)

受付 9:10~9:25、10:30~10:45、13:00~13:15、14:00~14:15

場所 ①②④⑤市民健康センター③市役所1階アトリウム・市民サロン

Table with 4 columns: 検査内容, 問診、X線撮影(2方向), 問診、X線撮影(1方向), 問診、細胞診(けい部). Rows include 対象者(4月1日時点), 受診料, 受診間隔.

受診できない方 ▼乳がん集団検診=授乳中および断乳後6カ月未満の方、今年度すでに乳がん施設検診を受診した方 ▼子宮がん集団検診=妊娠中~産後2カ月未満の方、今年度すでに子宮がん施設検診を受診した方

申込 7月7日(木)までに電話で担当へ

担当 健康づくり課 046(252)7225 FAX046(255)3550

市民による介護予防教室「健幸度チェック測定会」

研修を受けたサポーターが握力、筋肉の量、歩幅などを測定し、要介護状態になりやすい体の状態や生活習慣がないかを確認します。素足で行う測定があるため、膝下を露出できる動きやすい服装・靴でお越しください。

日時 7月20日(水)9:45~11:30 (9:30受付開始)

場所 サニープレイス座間3階多目的室

対象 おおむね65歳以上の市内在住者

定員 15人(申込順)

申込 7月19日(火)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 介護保険課 046(252)7084 FAX046(252)8238

みんなの健康

担当 健康づくり課 046(252)7225 FAX046(255)3550 \*救急診療の案内は7面に掲載しています

育児相談

日時 7月15日(金)9:30~10:30受け付け

場所 市民健康センター

内容 身体測定と食事・発育・育児の相談 持物 母子健康手帳、バスタオル 申込 電話で担当へ

4カ月児健康診査

日時 7月26日(火) 場所 市民健康センター

対象 令和4年3月生まれ

備考 受付時間・持ち物は対象者に個別通知

8~10カ月児健康診査

指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者

には個別通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳を持参し、受診してください。

1歳6カ月児健康診査

◆内科

日時 対象者に個別通知 場所 指定医療機関

対象 令和2年12月生まれ

◆歯科

日時 7月13日(水)・20日(火) 場所 市民健康センター

対象 令和2年11月生まれ

備考 受付時間・持ち物は対象者に個別通知

2歳児歯科健康診査

日時 7月27日(水) 場所 市民健康センター

内容 歯科健診、予防処置(希望者のみで有料)、育児相談など

対象 令和2年6月生まれ

備考 受付時間・持ち物は対象者に個別通知

3歳6カ月児健康診査

日時 7月12日(火) 場所 市民健康センター

対象 平成31年1月生まれ

備考 受付時間・持ち物は対象者に個別通知

赤ちゃん教室

日時 7月28日(木)10:00~11:00

(受け付けは9:50まで) 場所 市民健康センター

内容 離乳食の作り方・すすめ方、育児について

対象 5カ月~おおむね6カ月児とその保護者

定員 12組(申込順)

持物 母子健康手帳、ティースプーン、抱っこひもなど

申込 市LINE公式アカウントから予約(LINEが利用できない場合は電話で担当へ)

もぐもぐ教室

日時 7月28日(木)14:00~15:00

(受け付けは13:50まで) 場所 市民健康センター

内容 離乳食の作り方

対象 7カ月~おおむね8カ月児(離乳食が2回食)とその保護者

定員 12組(申込順)

持物 母子健康手帳、抱っこひもなど

申込 市LINE公式アカウントから予約(LINEが利用できない場合は電話で担当へ)

Advertisement for natural sea burial (海洋散骨) with prices and contact info for 'ししくらセレモニー'.

Advertisement for '株式会社 ウイングビルド' (Wing Build Co.) for renovation services.

Advertisement for 'fun's株式会社' (Fun's Co.) for exterior painting and renovation services.

Advertisement for '座間市24時間健康電話相談' (Zama City 24-hour health consultation) with contact info.

子育て・教育

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

“人”でつづる座間の50年史 ゆめの「学校」フェス

NPO法人IDEAが、市制施行50周年記念市民提案事業として、「人」でつづる座間の50年史」を作成および「ゆめの『学校』フェス」を開催しました。「人」でつづる座間の50年史」とは、市内の不登校の中学生が、市制施行から50年の間に起きた「good news」に関わった方（町の先生）にインタビューし、1年ほどかけて完成させたものです。「ゆめの『学校』フェス」は、2月26日に開催したオンラインイベントで、学校ではなかなか学べないことを学ぶことを目的に、子どもたちが、「これから生きる上で学びたい」と感じたことを反映させました。



ゆめの「学校」フェスホームページ

次の2次元コードからご覧ください。

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550

安全・環境

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

相模川クリーンキャンペーン

ふるさとの川「相模川」の自然環境を将来に残すための清掃活動「相模川クリーンキャンペーン」を実施します。

日時 9月4日(日)9:00から（雨天時は11日(日)に延期）

場所 相模川グラウンド

持物 飲み物、マスク※軍手・ごみ袋は市で用意します。

申込 8月19日(金)までに電話またはファクスで担当へ

担当 クリーンセンター ☎046(252)8724 (FAX)046(252)7641

くらし・地域

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

あくしゅフォーラム

母、南極ではたらく～女性が『自分らしく』活躍するために～

第57次南極地域観測隊（設営・調理）の渡貫淳子さんを講師に招き、男女共同参画の推進を目的とした講演会を開催します（手話通訳・要約筆記あり）。



講師の渡貫さん

日時 8月6日(出)13:45～15:45（13:15開場）

場所 ハーモニーホール座間小ホール

※感染症の状況により、オンライン開催に変更する場合があります。

定員 150人（申込順）

保育 無料（2歳～未就学児。定員8人（申込順））

※希望者は7月22日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ。

申込 電話、ファクス、電子メール（次の2次元コードからアクセス可）または直接担当へ



申し込み用アドレス

担当 広聴人権課 ☎046(252)8087 (FAX)046(252)0220

✉jinken@city.zama.kanagawa.jp

サークル団体情報誌「ざまっとガイド」

2022年度版を発行

市民の皆さんの社会貢献活動を支援する「座間市民活動サポートセンター」では、市内で活動する市民活動団体やサークルなどの情報を集めた情報誌「ざまっとガイド」を発行しました。福祉・文化芸術・子育て・環境などのジャンル別や活動拠点別に、約700の団体・サークルなどの情報を掲載しています。すでに活動中の方も、これから何かを始めたい方も、ぜひご利用ください。

配布場所 座間市民活動サポートセンター、市役所1階市民情報コーナー、市民館、コミュニティセンター他

問合せ 座間市民活動サポートセンター ☎046(255)0201 (FAX)046(255)3243

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550

ざま市民朝市

日時 7月10日(日)・24日(日)7:00～売り切れ次第終了（雨天決行）

場所 市役所ふれあい広場（雨天時は市役所1階アトリウム）

販売品 地場産野菜、農産物加工品、肉、花き、市特産品など

持物 マイバッグ（買い物袋は有料です）

担当 農政課 ☎046(252)7601 (FAX)046(255)3550

座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号（郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます）

●開庁時間 月曜～金曜日（祝・休日と年末年始を除く）8:30～17:15（第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施）

★カルチャー

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

ひまわりまつりを開催

ひまわりまつりを次の日程で3年ぶりに開催します。イベント内容など詳しくは決まり次第、市ホームページや本紙でお知らせします。



なお、新型コロナウイルス感染症の状況などにより中止する場合があります。

開催日程 8月11日(木)～14日(日)

担当 ひまわりまつり実行委員会事務局（商工観光課）

☎046(252)7604 (FAX)046(255)3550

世界の料理・ペルー編

日時 7月24日(日)10:00～14:00

場所 市民館2階実習室（調理室）

内容 市内在住のペルー人の指導による家庭料理作り、母国の紹介

※感染症予防対策を行い、講師が食材の下処理を実施。当日はマスク、手袋を着用。

定員 20人（申込順）

費用 1,000円（食材費）

申込 7月15日(金)までに電話、ファクス、電子メールまたは直接問い合わせ先へ

問合せ 市国際交流協会事務局 ☎046(251)9000 (FAX)046(206)6493  
✉z.i.a.040501@kdr.biglobe.ne.jp（火曜・金曜日の9:00～16:00受け付け）

担当 渉外課 ☎046(252)8035 (FAX)046(255)3550

ホームタウン SC相模原 7月のホームゲーム 会場：相模原ギオンスタジアム（相模原市南区下溝4169）

VS AC長野パルセイロ	VS 藤枝MYFC	VS 愛媛FC
7月2日(土)18:00から	7月9日(土)18:00から	7月23日(土)18:00から

J3 14位 6月21日現在

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

漏水調査にご協力を

市上下水道局が委託した調査員が、水道の配水管・給水管からの地表面に現れない漏水の調査を次の通り実施します。所有者または管理者の負担修理となる部分の水漏れを発見した場合にはお知らせしますので、市指定工事業者へ修理を依頼してください（費用は自己負担）。

※市指定水道工事店は、市ホームページ「座間市給水装置工事業者一覧」をご覧ください。

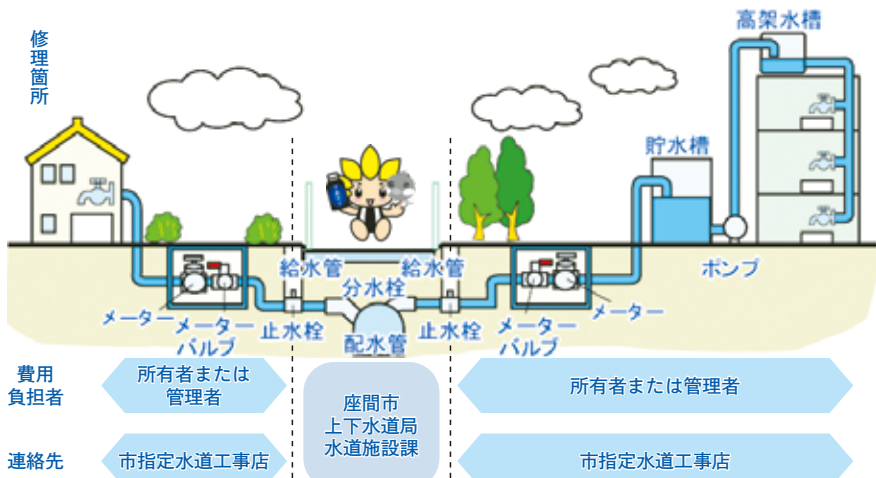
調査期間 7月下旬～11月下旬

調査場所 ▼配水管＝市内全域 ▼給水管＝座間1・2丁目、座間入谷、新田宿、四ツ谷、入谷東1～4丁目、入谷西1～5丁目、立野台1～3丁目、西栗原1・2丁目、南栗原1～6丁目、さがみ野1～3丁目

内容 ▼昼間＝個人の敷地内（メーターバルブや止水栓付近）での給水管の漏水調査（市上下水道局の負担修理となる部分を調査します） ▼夜間＝道路上的配水管（埋設）の漏水調査

調査会社 東日本漏水調査株式会社東京営業所※調査員には、身分証明書の携帯と調査腕章の着用を義務付けています。調査業者が漏水調査の費用を請求することはありません。

漏水修繕費用負担区分図



担当 水道施設課 ☎046(252)7519 (FAX)046(252)8320

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

後期高齢者医療制度 被保険者証の更新と自己負担割合を再判定

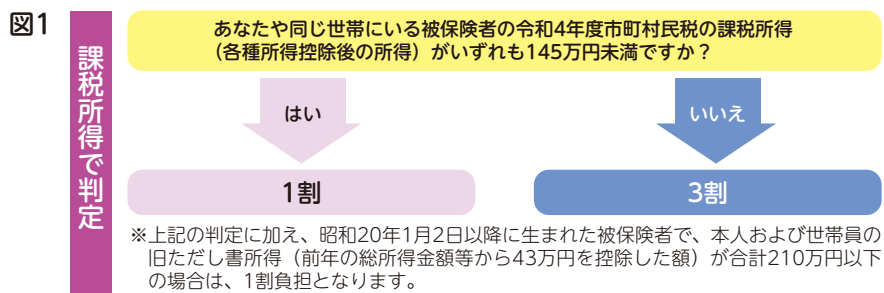
75歳以上の方などが加入する後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日(日)です。新しい被保険者証(桃色)を7月下旬までに転送不要の簡易書留で送付します。

例年、被保険者証の有効期間は2年間ですが、本年は10月1日からの自己負担割合見直しに係る制度改正(2割区分の新設)に伴い、新しい被保険者証の有効期限は9月30日までとなります。なお、10月1日から使用する被保険者証は9月に改めて送付します。

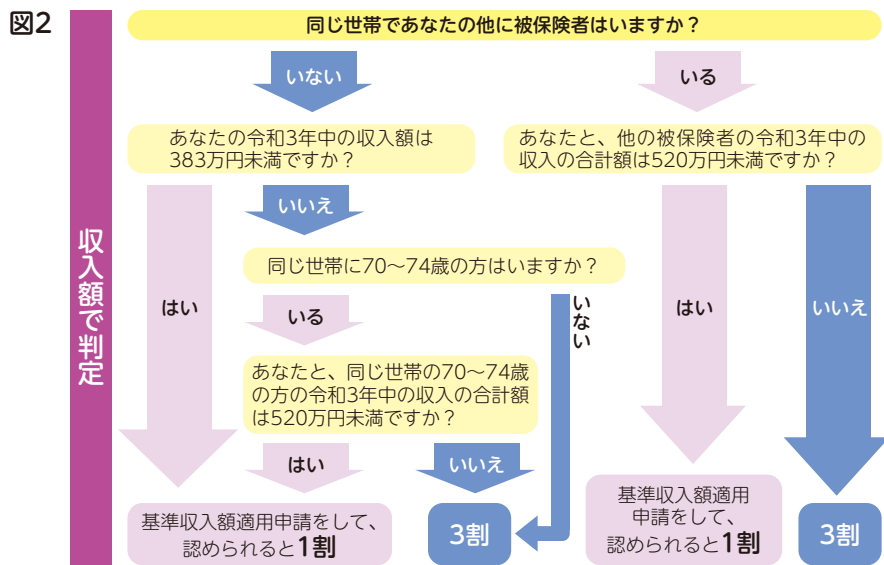
◆自己負担割合の判定

医療機関にかかるときの「自己負担割合」は、毎年8月1日にその年度の市町村民税の課税所得によって判定が行われます(図1)。

図1で3割と判定された方で図2の条件を満たす場合、公簿などにより市で収入額が確認できる方には、1割負担の被保険者証を送付します。3割負担の被保険者証が届いた方で、ご自身が図2の条件を満たし1割負担になると思われる場合は、担当へお問い合わせください。



※令和4年度市町村民税の課税所得は、令和3年中の収入金額から公的年金等控除などを差し引いて求めた総所得金額等から、各種所得控除を差し引いて算出されます。



※令和3年中の収入額で判定します。収入額とは、公的年金等控除などを差し引く前の収入金額のことで、所得金額ではありません。所得金額が0円またはマイナスになる場合でも、収入額となります。

問合せ 県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120 担当 医療課 ☎046(252)7213 FAX 046(252)7043

座間市技能功労者等表彰対象者の推薦

市内事業所に勤務する優良な技能者および従業員を表彰します。次に該当する方(いずれも令和4年9月1日時点)の推薦をお願いします。

対象

- ◆技能功労者 55歳以上の方で、技能職として同一職業に30年以上従事し、優れた技能を持ち、他の模範となり、後進の指導育成などによって業界の発展に尽くした方
◆優良技能者 技能職として同一職業に10年以上従事している方で、優れた技能を持ち、他の模範となっている方
◆優良従業員 勤続年数が10年以上の方で、人物、実績が優秀で他の模範となり、推薦者が表彰に値すると認める方(家族従業員を除く)

表彰式 11月3日(木) (予定)

推薦方法 市役所4階商工観光課、各出張所、市商工会(座間2-2887-2)で配布する推薦調書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、8月1日(月)~31日(水)に事業主または団体の長が〒252-8566座間市役所商工観光課宛てに郵送(当日消印有効)または直接担当へ

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX 046(255)3550

国民健康保険の傷病手当金の支給

国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×日数

※1日当たりの支給額には上限があります。

支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(入院が継続する場合は最長1年6カ月まで)

※給与収入の全部または一部を受けることができる期間は支給不可(給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給)。

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 FAX 046(252)7043

国民健康保険被保険者証を更新

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(日)です。7月下旬までに、世帯全員分の新しい保険証を世帯主宛てに転送不要の簡易書留で送付しますので、記載内容の確認をお願いします。

また、70歳以上の被保険者の方は、保険証と高齢受給者証を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

新しい保険証が届いた方で、就職や扶養に入り社会保険などの保険証をお持ちの方は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要となります。

有効期限が切れた保険証は、細かく裁断して破棄するか、市役所1階国保年金課または各出張所に返却してください。

※令和5年7月31日までに75歳になる方の保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日です。誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい保険証を使用してください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

看護師等奨学生募集

保健師、助産師、看護師および准看護師の業務(以下「看護職」)に従事する人材を育成するために、座間市看護師等奨学金貸付制度を実施しています。養成施設を卒業後、看護職を市内の医療機関で相当期間続けると、奨学金償還が免除になります。

募集人数 3人程度

貸付条件

- 保健師助産師看護師法の規定による養成施設に在学している
●市内に在住し、市の住民基本台帳に記録されている
●卒業後、市内で看護職に従事する意思がある

貸付額 授業料相当額(上限月額3万円)

貸付期間 申請月~養成施設卒業

選考方法 書類審査、面接(8月中旬予定)

提出書類 申請書、住民票の写し(未成年の場合は法定代理人のもの)、連帯保証人(2人分)の住民票の写しおよび所得証明書(直近1年度分)、入学証明書または在学証明書、授業料の額を証明する書類、履歴書(写真貼付)

提出方法 7月29日(金)までに必要書類を〒252-8566座間市役所医療課宛てに書留で郵送(必着)または直接担当へ

※申し込みの際に提出した書類は、返却できません。

担当 医療課 ☎046(252)7295 FAX 046(252)7043

夏の交通事故防止運動

7月11日(月)~20日(水)に夏の交通事故防止運動を実施します。

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されますので、一人一人が交通安全について考え、交通ルールの順守と交通マナーの向上に取り組みましょう。

担当 市交通安全対策協議会(市民協働課内)

☎046(252)8158 FAX 046(255)3550

### 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

**対象**

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給する方
- ②公的年金給付等受給により、令和4年4月分の児童扶養手当が全部停止の方（児童扶養手当を申請していれば全部または一部停止になったと推測される方も含む）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給する方と同じ水準になる方

**支給額** 児童1人当たり一律5万円

**申請期限** 令和5年2月28日(火)

**申請方法** 対象と思われる方へ6月上旬から順次送付する案内に記載（①は申請不要）

※市からの案内が届いていない場合でも、対象となりそうな方は、市ホームページなどで条件を確認し、申請してください。

**担当** 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX 046(255)5080

### 第35回統計グラフコンクール作品募集

市と市統計調査員協議会では、小・中学生を対象に統計グラフコンクールを開催します。

※応募規定、添付書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

**対象** 市内在住の小・中学生

**募集内容** ▼小学1～4年生＝自己観察結果やアンケート調査結果をグラフにしたもの ▼小学5年～中学生＝自由(上記の内容の他、統計資料の表をグラフにしたものなど) ※いずれも自作した未発表のもの。

**応募方法** 2学期の始めに各学校へ提出。私立学校へ通学する方など個人的な応募は8月31日(火)までに直接担当へ

**担当** 情報システム課 ☎046(252)8379 FAX 046(255)3550

### 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。地域住民の連帯を強め、誰もが幅広く参加できる犯罪予防活動を展開し、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを助けることへの理解と協力を訴えることを目的に次の催しを行います。

**◆薬物乱用防止パネル展**

**日時** 7月27日(水)～29日(金)8:30～17:15（最終日は15:00まで）

**場所** 市役所1階市民サロン

**担当** 福祉長寿課 ☎046(252)8247 FAX 046(255)3550

### 国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。保険料を納めることで、老後の老齢基礎年金の他、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。しかし、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請をすることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります（下表参照）。

7月～令和4年度分（令和4年7月分～令和5年6月分）の受け付けが開始されます。なお、前年度に全額免除または納付猶予が承認されて継続審査を希望した方は、改めて申請する必要はありません。

区分	月々の保険料額	
全額免除	保険料の全額が免除	0円
納付猶予	保険料の全額が猶予	0円
4分の3免除	保険料の4分の3が免除（残り4分の1を納付）	4,150円
半額免除	保険料の2分の1が免除（残り2分の1を納付）	8,300円
4分の1免除	保険料の4分の1が免除（残り4分の3を納付）	12,440円

※令和4年度の保険料月額額は、16,590円です。

**申請要件** 免除制度は、本人および配偶者、世帯主、納付猶予制度は、本人（50歳未満）と配偶者の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下の方（この他にも退職者などを対象とした特例要件あり）

※日本年金機構が審査し、結果を通知します。

**申請期限** 納付期限から2年経過するまでの間

**申請方法** 年金事務所または市役所1階国保年金課で配布する申請書（日本年金機構のHP（https://www.nenkin.go.jp）からダウンロード可）に必要事項を記入し、日本年金機構神奈川事務センター（〒220-8557住所記入不要）宛てに郵送または直接担当へ

**問合せ** ●ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004（050で始まる電話からは☎03(6630)2525）

●厚木年金事務所 ☎046(223)7171（代表）

**担当** 国保年金課 ☎046(252)7035 FAX 046(252)7043

### 7月に納めていただくのは

▼固定資産税・都市計画税（第2期）▼国民健康保険税（第2期）▼介護保険料（第2期）▼後期高齢者医療保険料（第1期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（感染症拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Pay、PayPayをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日8:30～12:00に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 FAX 046(255)3550へ（国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383 FAX 046(252)7043へ）。

## 7月の相談日

（祝・休日を除く）

※相談はいつでも無料です。

**①消費生活（訪問販売・多重債務など）**

**日時** 毎週月曜～金曜日9:30～12:00、13:00～16:00

**場所** 市役所1階広聴人権課内消費生活センター ☎046(252)8490（電話相談可）

**②弁護士**

**日時** 12日・19日・26日（毎月第2・第3・第4火曜日）18:00～20:30  
13日・20日・27日（毎月第2・第3・第4水曜日）13:30～16:30

**③行政書士（遺言書等作成）**

**日時** 14日（毎月第2木曜日）13:30～16:30

**④分譲マンション（近隣・管理組合）**

**日時** 8日（毎月第2金曜日）13:30～16:30（7日まで受け付け）

**⑤交通事故**

**日時** 19日（毎月第3火曜日）13:30～16:00

**⑥行政（国に対する要望）**

**日時** 21日（毎月第3木曜日）9:30～11:30

**⑦司法書士（登記・少額訴訟）**

**日時** 15日（4・6・12月を除く第3金曜日）13:30～16:30

**⑧不動産（取引・契約）**

**日時** 28日（毎月第4木曜日）13:30～16:30

**⑨税理士**

**日時** 22日（1・2月を除く第4金曜日）13:30～16:30

**⑩市民一般**

**日時** 毎週月曜～金曜日8:30～12:00、13:00～17:15

**⑪～⑯予約制（電話可）** 場所 市役所1階広聴人権課内相談室

※1日8:30から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。

**担当** ①～⑩広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX 046(252)0220

**⑪人権擁護委員（差別問題など）、⑫女性（DVなど）**

**日時** ⑪12日（毎月第2火曜日）13:30～16:00（電話相談のみ、事前予約制）☎046(252)8087 FAX 046(252)0220

⑫毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～17:15

**場所** ⑫市役所1階広聴人権課

**担当** 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX 046(252)0220

**⑬駐留軍離職者**

**日時** 21日（毎月第3木曜日）10:00～15:00

**場所** ふれあい会館2階会議室

**担当** 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX 046(255)3550

**⑭認知症**

**日時** 毎週月曜日9:00～12:00、13:00～17:00（電話のみ）

**担当** 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX 046(252)8238

**⑮弁護士・社会福祉士（成年後見制度）**

**日時** 20日（奇数月第3水曜日）13:30～15:30（予約制（電話可）。13日まで受け付け）※予約は座間市成年後見利用促進センター ☎046(259)7451 FAX 046(266)2017へ。

**場所** サニープレイス座間2階会議室

**担当** 福祉長寿課 ☎046(252)7127 FAX 046(255)3550

**⑯障がい者就労支援**

**日時** 毎週月曜・火曜・木曜日10:00～12:00、13:00～15:00（予約制（電話可））ばむ出張相談 毎月第3木曜日9:00、10:30（各1人で予約制（電話可））

**場所** 市役所1階障がい福祉課

**担当** 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX 046(252)7043

**⑰自立サポート**

**日時** 毎週月曜～金曜日9:00～16:00

**場所** 市役所1階生活支援課

**担当** 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX 046(252)7043

**⑱児童（子育て）**

**日時** 毎週月曜～金曜日8:30～17:15（電話可）

**場所** 市役所2階子ども政策課

**担当** 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX 046(255)5080

**⑲ひとり親家庭**

**日時** 毎週月曜～金曜日10:15～11:30、13:00～16:45（予約制（電話可））

**場所** 市役所2階子ども育成課

**担当** 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX 046(255)5080

**⑳青少年**

**日時** 毎週月曜～金曜日9:00～16:00

**場所** 青少年センター1階青少年相談室

**担当** 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX 046(259)2163

**㉑教育、㉒子どもいじめホットライン**

**日時** ㉑毎週月曜～金曜日10:00～16:00

㉒毎週月曜～金曜日8:30～17:00（電話のみ）

**場所** ㉑市役所5階教育研究所

**担当** 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX 046(252)4311

**㉓就学（障がい児対象）**

**日時** 毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00（予約制（電話可））

**場所** 市役所5階教育指導課

**担当** 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX 046(252)4311

●市民文化会館はハーモニーホール座間、市民体育館はスカイアリーナ座間、市民交流プラザはプラっとざま、総合福祉センターはサニープレイス座間、ふれあい会館はコミュニティプラザと表記します。申し込みは、特に記載がなければ発行日以降にお願いします。



特集 台風などの風水害に備えよう！

夏から秋にかけては、突発的な大雨や台風などの風水害が多く発生する時期です。市内では、相模川・鳩川・目久尻川の溢水<sup>いっすい</sup>や崖地の土砂災害の可能性が高まります。

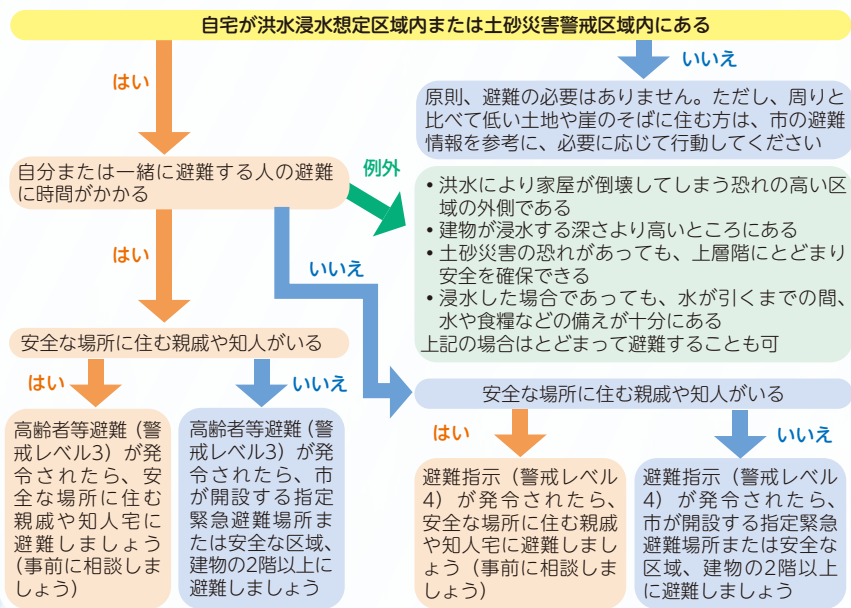
川の近くや崖地付近に住む方は、自らの命は自ら守る意識を持ち、避難先や災害情報の取得方法を確認するとともに非常用持出品を備えましょう。

また、自宅や所有地の樹木などの維持管理や周辺の道路側溝のごみを取り除くなど、いつ起こるか分からない災害に対し、日頃から備えましょう。

担当 危機管理課 ☎046(252)7395 (FAX)046(252)7773



避難行動をフローチャートでチェック！



地域の避難情報を知ろう

各区域は、座間市防災ハザードマップまたは市ホームページで確認できます。区域内に居住している方は、市が発令する避難情報を確認してください。

**洪水**  
相模川・鳩川・目久尻川の洪水浸水想定区域内に居住する方

**土砂災害**  
土砂災害警戒区域内に居住する方

座間市防災ハザードマップ(わが街ガイド)

モバイルバッテリーの充電を

私生活で常に持ち歩いている携帯電話は、災害時にも家族などとの連絡や情報取得手段として必須です。日頃からモバイルバッテリーなどを備えておきましょう。



適切な避難行動をとろう

地震災害と風水害では避難行動が異なります。右表を参考に、いざという時にすぐ行動できるようにしておきましょう。

地震と風水害の避難行動

	地震	風水害
発災時	命を守る行動	すでに避難完了
避難行動時	いっとき集合場所・いっとき避難場所で近隣住民の安否確認や、救助救出、状況把握などを行う	隣近所と声を掛け合い、速やかに危険区域外または建物の上層階へ移動
避難所・指定緊急避難場所受け入れ対象者	住宅が被災した方	洪水、土砂災害の危険区域に居住している方

何が違うの？「避難所」と「指定緊急避難場所」

避難所は「災害により家に戻れなくなった住民が一定期間滞在する施設」、指定緊急避難場所は「災害の危険から逃れるために避難する場所」です。

違いを覚えておきましょう。

避難所と指定緊急避難場所の違い

	避難所	指定緊急避難場所
行くとき	自宅などが被災し居住できなくなった場合	避難情報により避難するとき
行先	避難所または親戚や知人宅など	指定緊急避難場所または危険区域外の親戚・知人宅など
ペット	可(ゲージに入れるなどの条件あり)	不可(災害の恐れが無くなった後は、早期に通常利用するため)
飲食物支援	有	無
組織	避難所運営委員会	無

指定緊急避難場所へ避難時の注意点

- 避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる方は指定緊急避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は市で開設される指定緊急避難場所だけではなく、安全な親戚や知人宅に避難することも考えましょう。
- 飲食物は持参してください。
- 感染症予防のため、マスク・消毒液・体温計を非常用持出袋の中に追加し持参してください。
- ペットの受け入れはアレルギーなどの衛生面や臭いの付着などを考慮して行っていません。
- 配慮を要する方を単独で受け入れることはできません。必ず支援者と一緒に避難してください。
- 避難に関する問い合わせは、各施設ではなく担当へお問い合わせください。



市が設置する避難施設は、密接・密集・密閉の回避が困難となる状況も想定されます。環境整備に努めていますが、親戚や知人宅などへの避難に備えておきましょう。

市が発令する警戒レベルに要注意！

気象庁は防災気象情報発表時に「警戒レベル3相当」など「相当情報」を付して発表しますが、市が発令する警戒レベルとは異なります。市からの情報に注意してください。

避難情報	警戒レベル	発信者	取るべき行動
緊急安全確保	レベル5	座間市(発令) 気象庁(相当情報)	災害が発生・切迫している。命を守るための最善の行動を取る。
避難指示	レベル4	座間市(発令) 気象庁(相当情報)	速やかに避難する。避難施設などまでの移動が危険または困難な場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。
高齢者等避難	レベル3	座間市(発令) 気象庁(相当情報)	避難に時間を要する方(高齢者、体の不自由の方)とその支援者は避難する。その他の人は、避難の準備をする。
なし	レベル2	気象庁(発表)	気象情報に注意するとともに、避難行動を確認しておく。
なし	レベル1	気象庁(発表)	今後の気象情報に注意する。



線状降水帯予測

気象庁は6月1日から大まかな地域を対象に、災害級の大雨をもたらす可能性がある「線状降水帯」について、半日前からの情報提供を開始しました。市が発表する情報と合わせてご確認ください。

